

いじめの防止基本方針

埼玉県立上尾橋高等学校

はじめに

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために、いじめ防止の基本方針を策定するものである。

第1 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ問題対策委員会を設置する。

【構成員】

この委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談委員会委員長等を充て、教頭を委員長とする。また、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とし、必要に応じて、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方等の参加を要請する。特に「いじめ・非行対応支援チーム」の参加が必要な場合には、県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。

【開催】

- ・年3回程度開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第2 いじめの未然防止のための取組

本校の目指す学校像及び教育目標を踏まえ、授業研究を通して教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を育成させ自尊感情を育む。また、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。以上のことから、以下の5点に取り組む。

- (1) 年間行事計画に授業研究週間及び保護者等への公開授業週間を設定する。
- (2) 授業研究に関する職員研修会(全体または教科ごと)を年2回以上実施する。
- (3) 「道徳教育全体計画」では、学校として取り組むべき道徳教育重点目標を策定し、各教科及び各学年で目標を立てて取り組む。
- (4) 「人間としての在り方生き方に関する教育」実施計画では、各学年が年間を通して取り組む具体的な内容を明記する。
- (5) 体験活動は、社会体験活動委員会、各分掌及び各学年が中心となり、計画と実施に当たる。

第3 いじめ早期発見への取組

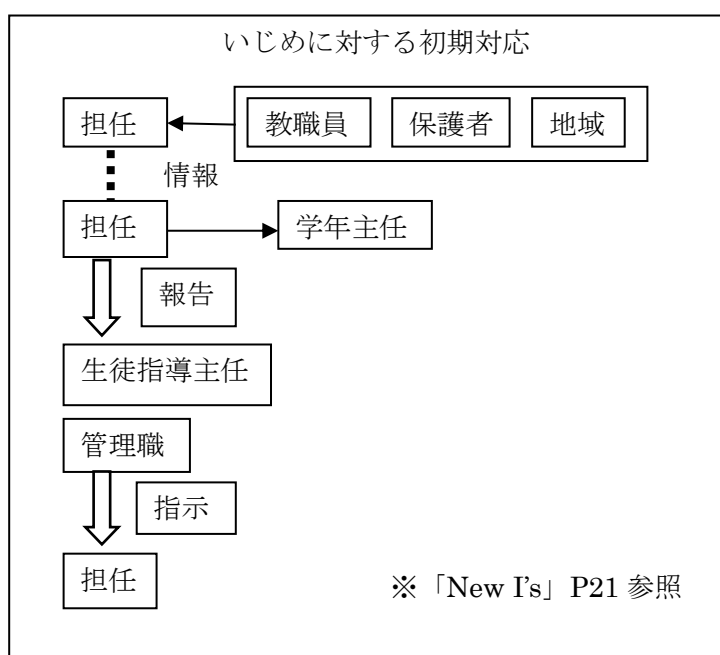
本校では、法第3条基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒理解に基づいたカウンセリングマインドによる生徒指導を実施する。
- (2) 個別面談や保護者を交えた三者面談を年3回以上実施する。
- (3) 生徒指導部及び各学年が中心となり、生徒及び保護者を対象としたいじめに関する調査を年3回以上実施する。

第4 いじめの早期解決への取組

本校では、基本理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができるよういじめの早期の解決を目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (2) いじめ問題対策委員会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 本校では、法23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

①重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

『いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定』より

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から生徒指導部を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、基本理念に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 教科情報における授業での指導を行うとともに、ネット問題について外部講師による講演会を年1回以上実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、上記講演会には保護者の参加も可能とする。
- (3) 学年集会や全校集会等を利用して、生徒指導部等による生徒の意識啓発のための講話を実施する。